

もくじ

特集：重要無形文化財の保存と公開

■座談会

重要無形文化財(保持団体指定)の保護

〔北村哲郎／嶋崎 丞／遠藤栄三／大滝幹夫(司会)〕 4

重要無形文化財石州半紙をめぐって 糸賀幸宏 14

赤絵の至宝「柿右衛門(濁手)」 東中川忠美 16

■講演録

中国における文化財の保護と日中協力 張徳勤 18

■特色ある文化活動——⑯

心のふるさとを志向する

「人間的美術館」 大川美術館 24

- 文化庁行事報告
- 予定……………29
- 芸術文化振興基金
- ニュース……………30
- 国立劇場ニュース……31

文化庁だより

・文化財防火デー(第38回) 26

・第8回国民文化祭いわて'93
マスコットマークの愛称は93ちゃん 27

・平成3年度 文化庁長官表彰決定 27

・国立美術館所蔵内外美術名品展 28

■展覧会紹介

■小企画展 古賀春江——創作のプロセス 29

表紙写真

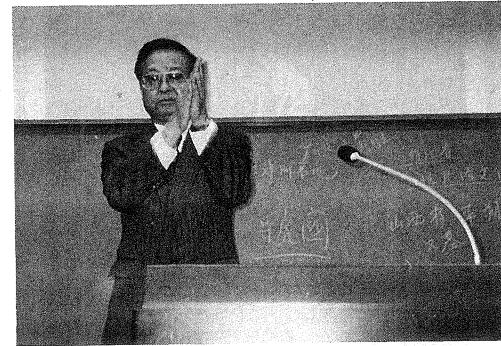
重要無形文化財(保持団体指定)「小千谷縮・越後上布」の伝承者養成風景
写真提供：越後上布・小千谷縮布技術保存協会

題字デザイン：桑山弥三郎

中国における文化財の保護と日中協力

中華人民共和国国家文物局長

張徳勤



まず私は中国国家文物局代表団を代表して、日本のみなさまに心よりご挨拶を申し上げます。

私は貴重な機会を与えてくださったこと、日本の学術界や文化交流の方面における数多くのすばらしい方々を私に引き合わせてくださったこと、並びにここでみなさまに対し中国の文物研究所に感謝しております。私が思いますに、誠実な態度と簡潔な言葉で私の演題をお話しされるのが、主催される方々に対して最も意義のあるお返しになるのではないかでしょうか。また、みなさまが興味をもたれたる問題に対して、私は代表団を代表して誠実にお答えしたいと思います。

中国五千年の歴史と長大な先史時代は、中國人民に豊富な文化財、旧跡や文化財資料を残してくれました。建国以後の二回にわたる大規模な考古調査の結果によれば、古代遺跡・古墓・古建築・石窟寺院や石刻を含めた移動不可能な文化財史跡は三十万件以上にのぼります。その中で国务院の批准を経た国家级の重点文物保護単位は五百件、省級の重点文物保護単位は五千件以上あります。移動可能な文化財（博物館の所蔵品や民間の伝世品を含める）は、博物館と保護単位において登

記しているもので一千万件以上あり、その中で一級品は約十萬件あります。

これも移動可能および移動不可能な文化遺産に対しても、中国政府は保護強化に大いに尽力しています。建国以後、文化財を保護する法令を発布してきました。一九八二年、全国人民代表大会常務委員会は『中華人民共和国文物保護法』を批准し、発布したのです。これは国家が文化事業に対して発布した唯一の大法です。この大法を原則として、国家文物局と各地方政府は数多くの具体的な管理法規を発布します。『文物保護法の実施細則』も国务院が発布したもので、中国の文化財保護事業はすでに法管理が軌道にのり、文化財管理の法規体系も形あるものとなっています。

これと同時に、中国政府は文化財事業を組織化し、たくさんの仕事を行つてきました。重要なものは次の通りです。

①大規模な文化財調査を行いました。第一回は一九五八年に、第二回は一九八一年に始まりました。現在、フィールド調査はそれぞれの省で行うものは別にして、ほぼ全面的に終りました。以下、調査結果を整理、総括するとともに、『中国文物地図集』を各省別に編集しているところです。

②『歴史文化名城』（訳者注：歴史的・文化的に重要な古都を指す）を公布し、その計画と保護の強化につとめています。現在、国务院と各地方政府は、中国の古都を保護することを目的として、法による監督・検査の権力を有し、全国の博物館事業の計画に対して責任を負い、中央の財政を文化財の経費として分配し、文化財の対外交流を管理することにも携わっています。現在、全国には合わせて二千七百五十一カ所の文化財事業機関があり、その中に文物保護管理機関が千五百七十カ所、博物館が千十三カ所あります。幹部および職員は全部で四万人にのぼります。

ここ十年来、中国はたくさんの考古発掘における新成果をあげました。

①遼寧省牛河梁遺跡 大量の美しい玉器を出土しました。

②浙江省余杭 良渚文化墓地 大量の玉器を出土しました。

③四川省广漢市 三星堆遺跡 大量の青銅器を出土しました。

④江西省新干県 大洋洲墓地 大量の青銅器と玉器を出土しました。

⑤河南省三門峡市 虢國國君墓 青銅器を出土しました。

⑥山西省北部平朔煤礦区で一万件余りの漢代古墓を発見しました。

⑦陝西省咸陽市漢景帝陵から大量の漢代陶俑が出土しました。観察によると地下に埋蔵

をつくるとともに、国家歴史博物館に「文物修整室」を設立しました。一九七〇年代には、「文物保護科学技術研究所」を設立しました。最近になり「中国文物研究所」をつくりました。これは研究課題や重点保護工程の任務を担当するほか、全国の文物保護科研事業を統一、協調する責務を負い、科学技術研究の全体計画を制定するところです。一万平方メートルをもつ十階建ての「科研大楼」は、北京の「亞運村」付近に建て始めおり、来年の初めには落成できるはずです。全国各地には考古研究所・古建築研究所や博物館などの保護研究単位が四十カ所余りもあり、専業科技人員も八百人にものぼります。ここ十年以来、豊かな研究成果をあげてきました。一九八二年から一九八九年まで、全部で四十五項目の研究成果が文化部が評定する『文化科技進歩賞』を取りました。その中で一等賞を取ったものは「古紙の保護技術」・「曾侯乙編鐘の研究と複製」・「敦煌莫高窟の起甲剥落した壁画の修復技術」などがあります。文化財保護に対して先進の科学技術を合理的に応用し、文化財の自然劣化の過程を阻止し、文化財保護を新しいレベルにまで高めたのです。

文化財保護事業を強化するため、中央から省・自治区・県にいたる範囲に文化財を主管する行政機構を設立しました。国家文物局は国务院が設置した全国の文化財事業を管理す

- ⑤文化財保護に対する科学技術の研究の強化に努め、その成果が顕著なものとなりました。早くも一九五〇年代初め、「古建築修整所」
- ⑥博物館が所蔵する文化財の保護強化に努めています。すなわち鑑定・分類を含めた公文書を作成すること、技術強化による防犯設備の拡充を図ること、規範化した管理制度を立てるここと、火災・盜難・砂塵・地震・虫害などの防止を行なっています。
- ④発掘の際に起こり得る地下文化財の損壊を防いでいます。出土文化財を科学的に保存する技術が遅れていた現在の状況では、一般にはむやみに発掘を行わないようにしていま
- す。

- ⑤文化財保護に対する科学技術の研究の強化に努め、その成果が顕著なものとなりました。早くも一九五〇年代初め、「古建築修整所」
- ⑥博物館が所蔵する文化財の保護強化に努めています。すなわち鑑定・分類を含めた公文書を作成すること、技術強化による防犯設備の拡充を図ること、規範化した管理制度を立てるここと、火災・盜難・砂塵・地震・虫害などの防止を行なっています。
- ④発掘の際に起こり得る地下文化財の損壊を防いでいます。出土文化財を科学的に保存する技術が遅れていた現在の状況では、一般にはむやみに発掘を行わないようにしていま
- す。

された漢代の陶俑は四万件を数えるといます。以上申し上げましたこれらの成果は、中国政府と文化財担当者の難しい条件下における努力の結果であり、また国際間の協力と援助とも分かつことができません。こうしたことは喜ばしいことであり、また人々の心もあるるつづります。

い立二ものです
しかし、ここでまた私はみなさまに対しても
中国の文化財保護事業と文化財管理事業には

たくさんの中の問題と困難があるということを率直に申し上げたいと思います。これらの困難と問題は非常に緊迫しており、私が国家文物局局長に就任した頃は一日“憂慮”的感にとらわれたことがありました。これはどういうことでしようか。

①社会上、文化財の犯罪が横行していることです。極めて少ないので、幾人かの犯罪者たちが私利私欲のために、海外の犯罪者集団と結託して計画的に博物館所蔵の文化財を窃盗したり、古墓を盗掘したりすることでの多くの貴重な文化財を破壊し、盗み取つてしまったのです。一九八八年、私が国家文物局に勤めたばかりのとき、平均して五日に一回の割合で博物館所蔵の文化財が盗難にあったと報告され、盗難発生は一年間で七十八件、七万点以上の文化財が被害にあつたわけです。二〇〇〇年、大兄は変わつてあります。今年

的な責任は重大です。もし保護・管理がお粗末なままにならぬために、我々祖国の貴重な文化遺産が流失・損壊を招いてしまったとしたら、国民に對しても申し訳ないだけでなく、中国の歴史文化に対し閑心を払ってくださる外国のみなさまにも申し訳ないことがあります。

それでは、どのようにすれば中国における文化財保護事業の難問を解決でき、文化財管理事業を新しいレベルへと高めることができるのでしょうか。私の考えは次の通りであります。困難を克服することは、優勢を發揮することであることであります。また優勢を發揮することによって、困難を克服することになります。この二つは、因縁を克取ることであります。この二つは、

比べますと四十パーセント減少しております。しかし私は、依然、枕を高くして眠る心境にはなっていません。一件でも文化財の盗難が発生すれば、身体に痛みを覚えるのです。地下の古墓を盗掘する犯罪は許し難いものですが、河南・陝西・甘肅・四川・湖南・江西などの地は文化財が豊富にあるだけに盗掘も多いのです。ここ十年来、数万にものぼる古墓が盗掘により空になってしまったのです。文化財の損失も計り知れない量であるわけです。今年の六月、全国人民代表者会議常務委員会は『文物保護法』の修正案を通過させ、また刑法中に古墓盜掘の処罰に関する内容を補充するよう決定しました。これにより古墓盜掘の程度が甚だしい場合、死刑にも処し得ることが認められました。数日前、中央の弁公庁と国务院弁公庁は、国家文物局と公安部に対し、地下にある文化財の盗掘を嚴重に取り締まる旨通知してきました。このことは中国の最高権力機関が文化財保護事業に対して高い関心を払っていると同時に、文化財に関わる犯罪に嚴重に臨んでいるということを表しているのであります。我々は文化財に関わる犯罪者を取り締まつて半年になるとしています。

②経済建設と旅行事業の発展により、文化財と文化財環境の破壊および汚染は普遍的な現象になりつつあります。その是正と管理が

④文化財保護の経費は非常に少なく、技術力、特に専門高度な技術を有する人材が不足しており、設備も老朽化しているので、文化財の保護、研究や展示には限界があります。国家重点文物保護単位は、現在、「崩れない」、「漏れない」ようにするだけでなく、維持や修理が急がれる文化財や旧跡は我々の面前にあるわけで、力はあっても思いのままにならぬ、不安にさいなまれるという感があります。私は、二度日本を訪問いたしました。日本は中国ほど文化財が豊富ではありませんが、しかし文化財保護の施設、設備や科学技術の手段は、中国の方が明らかに劣つております。日本の博物館事業の発展は、我々の眼からも、義理の的であり、全体的にみて、中国の文化財事業の発展レベルは日本と比べて大きな差があります。この差といふものは両国の経済発展の差と同様に大きなものであります。すいつたん壊れてしまうと永久に元には戻らないのです。我々の深く感じるところ、歴史

究や中国南海における沈没船の考古調査、新疆のミイラの合同調査研究は、協力の新しい領域を開拓し、第一段階としての成果をあげてきました。我々はこうした中国の文化財事業に対する日本政府や友好団体からの協力や援助に感謝しております。

ことにもなり、みなさまの中国に対する理解を深め、中国との友好的な協力関係を発展させることになります。加えて、みなさまのより深いご興味とより大きなご助力によつて、みなさまは我々が中国の文化財を保護していくことに貢献していくだくことになるわけですね。このようにして、我々は直面する多くの困難や問題に対し、比較的容易に解決することができるのです。

それでは、次に日中両国の文化財関係の今、流と協力についての話を移らさせていただきまます。

疆のミイラの合同調査研究は、協力の新しい領域を開拓し、第一段階としての成果をあげてきました。我々はこうした中国の文化財事業に対する日本政府や友好団体からの協力や援助に感謝しております。

私はこの度日本国文化庁のお招きにあづかり訪問いたしましたが、その目的は両国における交流や協力の基礎の上にあり、官民双方の友好団体とのつながりをより一層強め、相互通じて理解を増すことができました。日を増すごとに友好と誠実さが活動となつて、文化財の発展に寄与する力が深く、そして広くなつて、世界の文化財保護に貢献する力が強くなることを確信することができました。

は、困難を克服してこそしておられる。これが、さういう循環往復するということ、それが一步文化財事業を推進することになるのです。ここで私が申し上げた「優勢」とは何を指すのでしようか。すなはち中国は昔から今に至るまで中断することなく連続と続いてきた五千年という歴史の流れの中に豊富にして美しい文化財が残つてまいりました。重要なことは中国人民が涵養してきた文化を自己の文化財の中から抽出し、展観することによって、先人の作りあげてきた業績や智慧そして創造力を認識していくことであり、そのことが国民の自信や自負の心を高揚し、かつ文化財保護の意識を強めることにつながるのです。同時に世界各国のみなさまに中国の文化財を鑑賞し研究する機会と方法をより多く提供する

ことにもなり、みなさまの中国に対する理解を深め、中国との友好的な協力関係を発展させることになります。加えて、みなさまのとり深いご興味とより大きなご助力によって、みなさまは我々が中国の文化財を保護していくことに貢献していただくなるわけですね。このようにして、我々は直面する多くの困難や問題に対し比較的容易に解決することができるのです。

それでは、次に日中両国の文化財関係の交流と協力についての話に移らさせていただきます。

中国が改革、開放を行つて十年来、対日の文化財交流事業は衰えることなく良好な勢いを保つております。多くの道、すなわち度量なる協力、交流の新境地が開けたわけです。不完全な統計ですけれども、一九八四年から現在に至るまで八十以上の文化財展覧が日本で行われ、ほぼ毎年十以上の展覧会が日本で行われていてことになります。毎回、展覧会を見にいらつしやつた方たちの数も平均三、四万人に達しています。一九八八年の「秦代兵马俑展」は観客動員数が二百万人にも達し、大きな効果をもたらしたと思います。両国の文化財、博物館専門家の相互訪問や学术交流は日増しに増えております。両国にみる文化財関係の書物の出版や放映は特に目ざましく、また日中双方で行つていている敦煌石窟の保護

究や中国南海における沈没船の考古調査、新疆のミイラの合同調査研究は、協力の新しい領域を開拓し、第一段階としての成果をあげてきました。我々はこうした中国の文化財事業に対する日本政府や友好団体からの協力や援助に感謝しております。

私はこの度日本国文化庁のお招きにあずかり訪問いたしましたが、その目的は両国における交流や協力の基礎の上にあり、官民双方の友好団体とのつながりをより一層強め、相互に理解を増すことができました。日を増すごとに友好と誠実さが動力となって、文化財関係の交流と協力が深く、そして広くなつていくようです。特に思い当たるのは、来年が日中邦交正常化二十周年であり、我々が今回訪問を通じて希望することは、来年日本で何度か大きな文化財交流を行えるように積極的に推進し、一九九二年を我々両国の文化交流と友好協力の“高潮年”とすることであります。これが我々日中双方の共通の願いであると私は深く信じております。我々のすばらしい願いを現実のものとするために、私はここで中国における文化財の対外交流と協力についての指導原則を述べさせていただこうと思ひます。

中国の古代文化財は、中国人民の貴重な財産であると同時に、全人類共通の文化遺産であります。それは中国に属し、また世界に属

するものです。これは文化財が二重に帰属するということを意味します。この二重性を正確に理解することとは、この二重性のもつ相互の関係を理解するにほかなりません。それにより、中国における文化財の対外友好交流や協力の事業を合理・公平・互恵の原則の基礎上にてて、発展させることができます。これは中国における文化財保護事業に有益であるのみならず、また人類の進歩と世界平和に有益であります。それだけに、これは高尚にして、かつ神聖な事業であると言わざるを得ません。

「国有」という属性から述べれば、外国のみなさまが我々双方の交流の中で中国の主権と権益を尊重し、中国人民の民族的自尊心を尊重し、中国《文物保護法》と文化財管理事業の基本方針と政策を尊重することを、我々は希望します。中国人民は、アヘン戦争から新中国成立に至るまでの歴史の間、帝国主義の侵略と略奪による災難と苦痛を味わつてきました。現在でもまだ思想や感情の上で傷跡を残しております。それは自国の独立と主権を守るという問題と関係しており、異常なまでに敏感なわけです。ここにお集まりのみなさまは容易にご理解いただけることと思います。文化財、特に貴重な国宝級の文化財は往々にして国的心、民の心がつながっているものであり、対外交流の双方において慎重な態度で

臨むべきものかと思います。このこともまたみなさまには容易におわかりいただけるものと、私は思います。

「共有」という属性から述べると、中国の文化財は人類共通の文化遺産であり、かつこれらの遺産を保護するという主要な責任は中國人が担当しなければならないが、もし中國人が最大の努力を尽くしてもまだ不足のところがあるならば、世界各国のみなさまもまた責任があるわけですから、その責任の一端を担うこともあります。以上が一方の側面です。

もう一方の側面は、外国人のみなさまが中国の文化遺産を保護することに対して責任を果たしてきましたが、みなさまには、中国人民とともにこれらの遺産を守り、研究成果をあげるという権利もあるわけです。責任も共同であり、権利も共同であるわけです。責任、義務そして権利は、相互に対応すべきなのであります。もし我々が美術界のみなさまに対し義務を行使する場合、「これは中国の財産で、としてお願いする場合」「この人類共通の財産はあなたの責任です」と強調しておきながら、ところが学術界のみなさまがその権利を行使する場合、「これは中国の財産で、みなさまのものではありません」と強調してしまうわけです。このようなことは言うまでもないことがあります。このようなことで、日本のみなさまがどうして我々中国人と長期に

①今後、日本に赴いて行う文化財展覧を発

展させましょう。「中国文化財ブーム」が日本でさめないようにするために、我々は適当に数量を圧縮して、質の高いものを選んで、毎年日本で一、二回大規模な文物展を行うつもりです。

②広大なる日本国民に中国の歴史文化を理解し研究してもらうために、双方で文化財の出版書籍や映像関係の製品、専門の報道などを拡大しましょう。

③文化財保護の科学技術の研究をより一層強化しましょう。我々は先進の科学技術を吸収し、中国の文化財保護に用いるのです。

④中国における《中国考古渉外管理条例》により、日中両国の考古工作を組織し、考古発掘と研究事業を連合して行いましょう。

⑤日本の上級学校、科学研究機関、博物館で中国のために、文化財保護専門の人々を育成していただきたい。中国にも優秀なところがあるので、専門家を育成していきます。

⑥日本において中国の文化財を研究する専門家や学者、文化関係の方々を組織し、中国へ来て文化財を視察し、学術交流を行いたいと思います。中国もできる限り対外的に未開放な文化財や旧跡あるいは考古発掘現場をみなさまに開放します。

⑦日中両国の文化財関係の交流と協力を長期間にわたり計画的に発展させるためには、政府間でたびたび協議を行い、民間交流も適當

な協調組織を持つことが必要でしよう。この方面で、私はまだ具体的なプランを構想しておりませんが、我々と進む道を考えていただければ、すばらしいプランを出すのがどなたであろうと、我々は喜んで検討させていただきます。

文化財交流と協力とは、それ自身敏感な政治問題とは縁遠いものです。その目的とは、人類が残した過去の足跡を研究すること、自己の智慧を啓発すること、現在と未来の人々に向けてのサービス提供を盛んにすることです。人類は、国家・種族・信仰や社会制度の相違によらず、古代の歴史文化という大海から自己に対して役に立つものをくみ取るべきであります。これにより、文化財交流事業は国家を超越し、全天候的なものとなるのであります。

中国文化財の对外交流と協力は、中国全体

が对外開放を始める契機となり、また中国の文化財保護を促進し、中国の文化財事業を発展させる必要不可欠な条件であります。日本と中国は特殊な縁で結ばれています。中国の絢爛たる古代文明は、かつて日本の歴史上の進歩に対して影響を与えてきました。また日本の高度に発達した現代文明は、現代の中国に影響を与えています。歴史的発展がどのようにめぐるものであれ、長年にわたる友好は日中両国の国民の最も根本的で、最も利益と

わたつて協力することができるのでしょうか。この二つの属性から導き出される原則を総合すれば、一つの指導原則とすることができます。中国における文化財の对外交流と協力は、文化財の安全を保障し、中国の主権と権益を維持するという前提の下、各種のルート、各種の方法、各種の体裁を通じて、世界各国の人々に中国の歴史文化を全面的、系統的に理解してもらいたい、その中から有意義な文化交流を吸収することで、当国と当民族の文化を豊富に発展させ、すばらしい未来を創造させることができます。この過程の中で、中国の文化財保護事業を衰退させず、中国と世界各国の人々と友好協力との関係が日増しに増進し、発展していくべきであります。

日本は中国の近隣にあります。両国の文化には共通の淵源があり、両国の友好的な交流には二千年以上の歴史があります。そして今日、さらに新たな段階に入つたわけです。日本のみなさまは、中国の歴史文化に対して深い興味と感情をお持ちです。もし私がお話しした見解や解釈をみなさまがお認めになるならば、今後、我々双方の協力は必ずより広い領域の中で累々とした効果をあげることであります。

我々の考えは次の通りです。

①今後、日本に赴いて行う文化財展覧を発

(注) 張徳勤国家文物局長は、平成三年十一月四日から同月十三日まで、文化庁および東京国立文化財研究所の招聘によって来日し、日本の文化財の保存状況等を視察するとともに、関係者と今後の日中文化交流について意見交換等を行つた。

その一環として十一月十一日に東京国立博物館セミナー室で講演が行われた。

本稿は、その講演の際に用いられた原稿を翻訳したものである。

■集後記

新年あけましておめでとうございます。昨年、文化庁におきましては、文化政策推進会議やその下の小委員会の多くの審議等や文化財保護や著作権をめぐる諸問題への対応等々、従前にも増して多忙な日々が続きました。国の内外の情勢の大きな変化が予想される中、文化行政においても、新たな視点の下に時代や社会の変化に対応し、国民や国際社会の要請に的確に応えていくことが必要となっています。本年は文化政策推進会議の提言も予定されている他、著作権等の分野においても新たな施策の展開が予定されています。本年も、皆様の一層の御理解、御支援を賜れば幸いです。（Y）

「文化庁月報」一月号

（通巻第一八〇号）

平成4年1月25日印刷・発行

編集 文化庁

〒109 東京都千代田区霞ノ関3丁目2番2号

発行所 株式会社 **文化庁**

本社 〒109 東京都千代田区霞ノ関3丁目2番2号

営業部 〒109 東京都千代田区霞ノ関3丁目2番2号

電話 (03) 3269-1141 (代表)

振替口座 東京九一六一一番

印刷所 行政学会印刷所

■定期購読のおすすめ
本誌の購読のお申し込みは、直接弊社に
込みください。本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し
定価一九〇円(本体一八四円)、送料四六円(年間購読料二、二八〇円(税込))

広告の問合せ・申込み先
株式会社 ぎょうせい 営業第二課・宣伝係
☎ (03) 3269-4145 (ダイヤル)